

本資料のうち枠囲みの内容は、
他社の機密事項を含む可能性が
あるため公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 説明資料	
資料番号	KK6 添-2-004 (比較表) 改 2
提出年月日	2024年 2月 6日

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及 び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所第6号機

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針）

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考										
<table border="1"><thead><tr><th>相違 No</th><th>相違理由</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>柏崎刈羽7号機と図書番号が異なるため。</td></tr><tr><td>②</td><td>先行審査プラントの記載を踏まえ、記載の見直しをしたため。</td></tr><tr><td>③</td><td>設計及び工事計画認可申請名称に記載を統一したため。</td></tr><tr><td>④</td><td>申請号機が異なるため。</td></tr></tbody></table>				相違 No	相違理由	①	柏崎刈羽7号機と図書番号が異なるため。	②	先行審査プラントの記載を踏まえ、記載の見直しをしたため。	③	設計及び工事計画認可申請名称に記載を統一したため。	④	申請号機が異なるため。
相違 No	相違理由												
①	柏崎刈羽7号機と図書番号が異なるため。												
②	先行審査プラントの記載を踏まえ、記載の見直しをしたため。												
③	設計及び工事計画認可申請名称に記載を統一したため。												
④	申請号機が異なるため。												

 : 前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p><u>V</u>-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針</p>	<p><u>VI</u>-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針</p>	<p>・図書構成の差異（以下同様。）</p>
	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.2 発電用原子炉施設の区分 <ol style="list-style-type: none"> 2.2.1 区分の概要 2.2.2 各区分の定義 2.2.3 間接支持機能及び波及的影響 3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点 4. 重大事故等対処施設の設備の分類 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 耐震設計上の設備の分類 4.2 重大事故等対処施設の区分 <ol style="list-style-type: none"> 4.2.1 区分の概要 4.2.2 各区分の定義 4.2.3 間接支持機能及び波及的影響 5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点 	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 耐震設計上の重要度分類 2.2 発電用原子炉施設の区分 <ol style="list-style-type: none"> 2.2.1 区分の概要 2.2.2 各区分の定義 2.2.3 間接支持機能及び波及的影響 3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点 4. 重大事故等対処施設の施設区分 <ol style="list-style-type: none"> 4.1 耐震設計上の設備の分類 4.2 重大事故等対処施設の区分 <ol style="list-style-type: none"> 4.2.1 区分の概要 4.2.2 各区分の定義 4.2.3 間接支持機能及び波及的影響 5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点 	<p>・記載の適正化（重大事故等対処設備の分類だけでなく、重大事故等対処施設の施設区分についても記載しているため）（以下同様。）</p>
	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、<u>V</u>-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針について説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、<u>VI</u>-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類」に基づき設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針について説明するものである。</p>	
	<p>2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類</p> <p>2.1 耐震設計上の重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止</p>	<p>2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類</p> <p>2.1 耐震設計上の重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。） i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。） <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 b. 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条第2項第6 	<p>し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。） i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。） <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 b. 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条第2項第6 	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。)</p> <p>c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>d. 使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>2.2.1 区分の概要</p> <p>当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.2.2 各区分の定義</p> <p>各区分の設備とは次のものをいう。</p> <p>(1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、<u>V</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。</p>	<p>号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。)</p> <p>c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>d. 使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>2.2.1 区分の概要</p> <p>当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>2.2.2 各区分の定義</p> <p>各区分の設備とは次のものをいう。</p> <p>(1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、<u>VI</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。</p>	

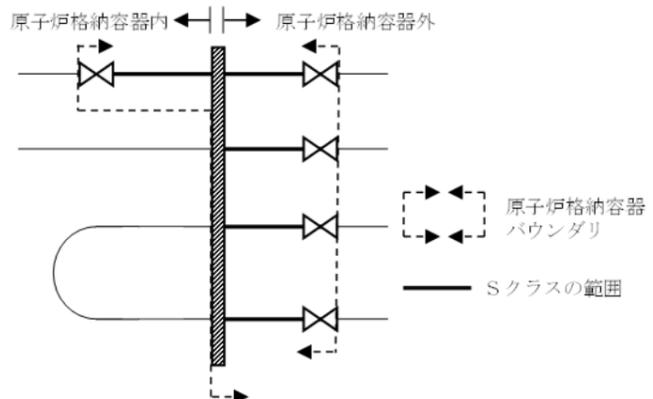
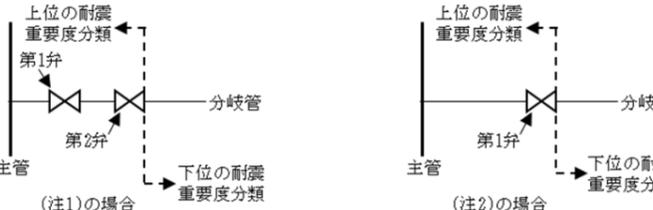
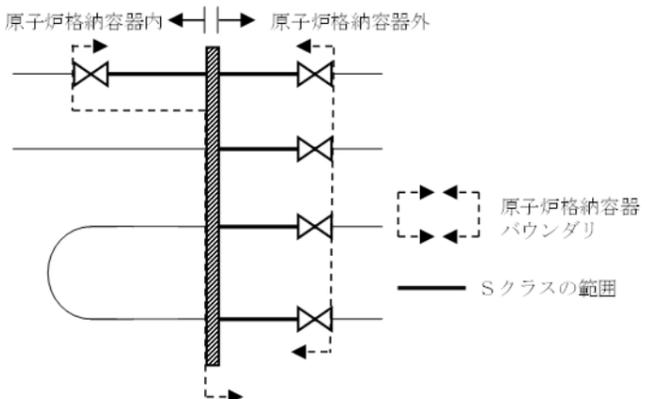
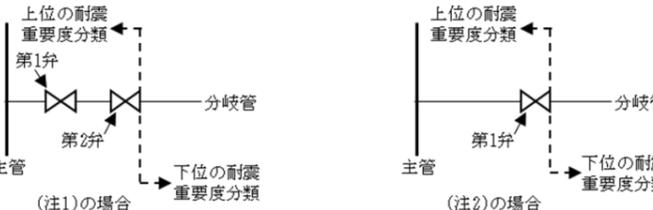
赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表2-1に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表2-2に示す。同表には当該施設を支持する構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>	<p><u>ここで上位クラス施設とは、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設をいい、下位クラス施設とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む）をいい、具体的な下位クラス施設を以下に示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>Bクラス及びCクラスの施設</u> ・ <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設</u> ・ <u>可搬型重大事故等対処設備</u> ・ <u>常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設</u> <p>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設を表2-1に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表2-2に示す。同表には当該施設を支持する構築物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>	<p>・記載の拡充（上位クラス施設及び下位クラス施設の定義を明記する）</p>
	<p>3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の耐震重要度分類に属するものとする。</p>	<p>3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の耐震重要度分類に属するものとする。</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>(2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする(図3-1参照)。</p>  <p>図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲</p> <p>(3) 配管系中で耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位の耐震重要度分類から見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図3-2に示すように上位の耐震重要度分類に属するものとする。</p>  <p>図3-2 配管系中の取合点</p>	<p>(2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする(図3-1参照)。</p>  <p>図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲</p> <p>(3) 配管系中で耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位の耐震重要度分類から見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図3-2に示すように上位の耐震重要度分類に属するものとする。</p>  <p>図3-2 配管系中の取合点</p>	
	<p>4. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>4.1 耐震設計上の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下のとおりに分類する。</p> <p>(1) 基準地震動S_sによる地震力に対して重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう</p>	<p>4. 重大事故等対処施設の施設区分</p> <p>4.1 耐震設計上の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下のとおりに分類する。</p> <p>(1) 基準地震動S_sによる地震力に対して重大事故等時に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>に設計するもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>c. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの</p> <p>d. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</p> <p>(2) 静的地震力に対して十分に耐えるよう、<u>又は共振のおそれのある施設については弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対しても十分耐えるよう設計するもの</u></p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要度分類がBクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの</p>	<p>に設計するもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>c. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの</p> <p><u>d. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</u></p> <p>(2) 静的地震力に対して十分に耐えるよう 設計するもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要度分類がBクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの</p>	<p>・設備構成の差異 【島根2】 島根2号機では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない</p> <p>・表現上の差異（弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して影響を検討する対象を明確化（以下同様。））</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>4.2 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4.2.1 区分の概要</p> <p>当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>4.2.2 各区分の定義</p> <p>各区分の設備とは次のものをいう。</p> <p>(1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。</p> <p>(2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物・<u>車両</u>）をいう。</p> <p>(4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検</p>	<p>(3) 弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して影響を検討するもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要度分類がBクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもののうち、共振のおそれのあるもの</p> <p>b. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスのもの）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスのものうち、共振のおそれのあるもの</p> <p>4.2 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4.2.1 区分の概要</p> <p>当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するもののほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>4.2.2 各区分の定義</p> <p>各区分の設備とは次のものをいう。</p> <p>(1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。</p> <p>(2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物、<u>車両</u>）をいう。</p> <p>(4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・設備構成の差異</p> <p>【島根2】</p> <p>柏崎刈羽6号機では車両型の</p>

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>討については、<u>V</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表4-1に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表4-2に示す。同表には、<u>当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）</u>を併記する。</p>	<p>討については、<u>VI</u>-2-1-5「波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表4-1に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表4-2に示す。<u>また</u>、同表には、<u>検討用地震動</u>を併記する。</p>	<p>間接支持構造物がある（第一ガスタービン発電機車両）</p> <p>・記載の適正化（「2.2.3 間接支持機能及び波及的影響」で既に「検討用地震動」を定義している</p>
	<p>5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点</p> <p>重大事故等対処施設の施設区分の取合点は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位クラス施設に属するものとする。</p> <p>(2) 配管系中の上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位クラスから見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図5-1に示すように上位クラス施設に属するものとする。</p> <div data-bbox="949 1407 1662 1617"> </div> <p>図5-1 配管系中の取合点</p>	<p>5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点</p> <p>重大事故等対処施設の施設区分の取合点は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位クラス施設に属するものとする。</p> <p>(2) 配管系中の上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位クラスから見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図5-1に示すように上位クラス施設に属するものとする。</p> <div data-bbox="1721 1407 2433 1617"> </div> <p>図5-1 配管系中の取合点</p>	

赤字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異
 緑字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と島根原子力発電所2号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機

柏崎刈羽原子力発電所第6号機

備考

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 ^{*)}		補助設備 ^{*)}		直接支持構造物 ^{*)}		間接支持構造物 ^{*)}		歴史的影響を 考慮すべき施設 ^{*)}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Sクラス	(I) 原子炉冷却炉圧力バウ ンダリを構成する機器・ 配管系	原子炉圧力容器	S	隔離弁を閉するに 必要な電気及び計装 設備	S	原子炉圧力容器支 持スカーフ	S	原子炉本体基礎 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		使用済燃料貯蔵プール ・使用済燃料貯蔵クック	S S	燃料プールの水漏れ設 備（残留除去系 ・燃料プールの補 給に必要な設備） ・非常用電源及び計装 設備（デイズセル系 電機及びその冷却 電機、補助施設を含 む）	S S	原子炉圧力容器支 持スカーフ ・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	原子炉建屋クレー ン ・燃料取扱機 ・タービシ建屋	S S S S S S
	(II) 原子炉の緊急停止のた めに急激に負の反応度を 付加するための施設、及 び原子炉の停止状態を確 保するための施設	制御棒、制御棒駆動機 構及び制御棒駆動水注 入系（スクラム機構に属 する部分）	S	・原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		(III) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
	(IV) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S	
(V) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S		

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 ^{*)}		補助設備 ^{*)}		直接支持構造物 ^{*)}		間接支持構造物 ^{*)}		歴史的影響を 考慮すべき施設 ^{*)}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Sクラス	(I) 原子炉冷却炉圧力バウ ンダリを構成する機器・ 配管系	原子炉圧力容器	S	隔離弁を閉するに 必要な電気及び計装 設備	S	原子炉圧力容器支 持スカーフ	S	原子炉本体基礎 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		使用済燃料貯蔵プール ・使用済燃料貯蔵クック	S S	燃料プールの水漏れ設 備（残留除去系 ・燃料プールの補 給に必要な設備） ・非常用電源及び計装 設備（デイズセル系 電機及びその冷却 電機、補助施設を含 む）	S S	原子炉圧力容器支 持スカーフ ・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	原子炉建屋クレー ン ・燃料取扱機 ・タービシ建屋	S S S S S S
	(II) 原子炉の緊急停止のた めに急激に負の反応度を 付加するための施設、及 び原子炉の停止状態を確 保するための施設	制御棒、制御棒駆動機 構及び制御棒駆動水注 入系（スクラム機構に属 する部分）	S	・原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		(III) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
	(IV) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S	

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 ^{*)}		補助設備 ^{*)}		直接支持構造物 ^{*)}		間接支持構造物 ^{*)}		歴史的影響を 考慮すべき施設 ^{*)}	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Sクラス	(I) 原子炉冷却炉圧力バウ ンダリを構成する機器・ 配管系	原子炉圧力容器	S	隔離弁を閉するに 必要な電気及び計装 設備	S	原子炉圧力容器支 持スカーフ	S	原子炉本体基礎 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		使用済燃料貯蔵プール ・使用済燃料貯蔵クック	S S	燃料プールの水漏れ設 備（残留除去系 ・燃料プールの補 給に必要な設備） ・非常用電源及び計装 設備（デイズセル系 電機及びその冷却 電機、補助施設を含 む）	S S	原子炉圧力容器支 持スカーフ ・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	原子炉建屋クレー ン ・燃料取扱機 ・タービシ建屋	S S S S S S
	(II) 原子炉の緊急停止のた めに急激に負の反応度を 付加するための施設、及 び原子炉の停止状態を確 保するための施設	制御棒、制御棒駆動機 構及び制御棒駆動水注 入系（スクラム機構に属 する部分）	S	・原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		(III) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
	(IV) 原子炉の緊急停止後、炉心が から瞬時熱を除去するため の施設	原子炉圧力容器 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系 （停止時冷却モード運 転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブ レシジョンチェーンバ	S S S S S S S S	・当該施設の機能維持 に必要な空調設備 ・当該施設の機能維持 に必要な空調設備	S S S S S S S S	・機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・タービシ建屋の機 器・配管を支持す る部分） ① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	原子炉建屋 ・タービシ建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S	

①記載の適正化(設計及び工
事計画認可申請名称に記
載を統一)

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機

柏崎刈羽原子力発電所第6号機

備考

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備*		補助設備*		直接支持構造物*		間接支持構造物*		波及的影響を 考慮すべき施設*	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Sクラス	(VI) 原子炉冷却材圧力バウ ンダリ破損事故の際に、そ の放射能を直接防くため の施設	原子炉格納容器 格納容器ハウジングに 属する配管・弁	S	隔離弁を用いるに 必要な電気及び計装 設備	S	機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コンドロール建屋	S S	原子炉ウエル遮蔽 プラウグ ・サーベイス建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		残留蒸気系 (格納容器スプレッド冷 却モードの運転に必要 な設備)	S	当該施設の冷却系 (原子炉補助機冷却 系)	S	機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・主排気筒(外筒) ・タービン建屋 (Sクラスの機 器・配管を支持す る部分)	S S S S S S	サーベイス建屋 ・耐火隔壁	S S S S
		可燃性ガス濃度制御系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び 排気口 ・原子炉格納容器圧力抑 制装置 (ダイヤフラムフロ ア、ベント管) ・冷却水源としてのサブ レッシュコンテナ	S	非常用電源及び計装 設備(ディーゼル発 電機及びその冷却 系・補助施設を含 む)	S	機器・配管等の支 持構造物	S	タービン建屋 (浸水防止設備を 支持する部分)	S S		
	(VII) 津波防護機能を有する 設備及び浸水防止機能を 有する設備	津波監視カメラ ・取水槽水位計	S	非常用電源及び計装 設備(ディーゼル発 電機及びその冷却 系・補助施設を含 む)	S	電気計装設備等の 支持構造物	S S	主排気筒(外筒)② (津波監視設備を 支持する部分) ・軽油タンクの基礎① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S		
	(IX) 敷地における津波監視 機能を有する施設	ほう酸水注入系* ・圧力容器内部構造物**	S	非常用電源及び計装 設備(ディーゼル発 電機及びその冷却 系・補助施設を含 む)	S	機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物 ・原子炉圧力容器	S S S S	原子炉建屋 ・コンドロール建屋 ・原子炉本体基礎① ・軽油タンクの基礎① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	サーベイス建屋	S S
	(X) その他										

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備*		補助設備*		直接支持構造物*		間接支持構造物*		波及的影響を 考慮すべき施設*	
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス
Sクラス	(VI) 原子炉冷却材圧力バウ ンダリ破損事故の際に、そ の放射能を直接防くため の施設	原子炉格納容器 格納容器ハウジングに 属する配管・弁	S	隔離弁を用いるに 必要な電気及び計装 設備	S	機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・コンドロール建屋	S S	原子炉ウエル遮蔽 プラウグ ・サーベイス建屋 ・中央制御室天井照 明	S S S S S S
		残留蒸気系 (格納容器スプレッド冷 却モードの運転に必要 な設備)	S	当該施設の冷却系 (原子炉補助機冷却 系)	S	機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物	S	原子炉建屋 ・主排気筒(外筒) ・タービン建屋 (Sクラスの機 器・配管を支持す る部分)	S S S S S S	サーベイス建屋 ・耐火隔壁	S S S S
		可燃性ガス濃度制御系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び 排気口 ・原子炉格納容器圧力抑 制装置 (ダイヤフラムフロ ア、ベント管) ・冷却水源としてのサブ レッシュコンテナ	S	非常用電源及び計装 設備(ディーゼル発 電機及びその冷却 系・補助施設を含 む)	S	機器・配管等の支 持構造物	S	タービン建屋 (浸水防止設備を 支持する部分)	S S		
	(VII) 津波防護機能を有する 設備及び浸水防止機能を 有する設備	津波監視カメラ ・取水槽水位計	S	非常用電源及び計装 設備(ディーゼル発 電機及びその冷却 系・補助施設を含 む)	S	電気計装設備等の 支持構造物	S S	主排気筒(外筒)② (津波監視設備を 支持する部分) ・軽油タンクの基礎① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S	7号機主排気筒(外 筒)② ・タービン建屋 (津波監視設備を 支持する部分) ・軽油タンクの基礎① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S
	(IX) 敷地における津波監視 機能を有する施設	ほう酸水注入系* ・圧力容器内部構造物**	S	非常用電源及び計装 設備(ディーゼル発 電機及びその冷却 系・補助施設を含 む)	S	機器・配管、電気 計装設備等の支持 構造物 ・原子炉圧力容器	S S S S	原子炉建屋 ・コンドロール建屋 ・原子炉本体基礎① ・軽油タンクの基礎① ・燃料移送系配管ダ クト	S S S S S S S S	サーベイス建屋	S S
	(X) その他										

②表現上の差異(当該間接支
持構造物は7号機の主排気
筒(外筒)であることを明
確にするため)

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機

柏崎刈羽原子力発電所第7号機

柏崎刈羽原子力発電所第6号機

備考

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		検討用 地震動 ^{※5}
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (III) 放射線安全に関係しない施設等	冷却材再循環流量制御装置	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・燃料貯蔵庫 ・廃棄物処理建屋 ・コンタロール建屋 ・使用済燃料輸送容器保管庫 ^{※1}	S _c S _c S _c S _c S _c S _c	
		制御棒駆動系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C							
		炉内採取系 ・シャワードレン系 ・洗滌廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・懸固体系(揮発性廃棄物処理設備を除く) ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管庫 ・その他	C C C C C C C C							
		循環水系 ・タービン・凝機冷却系 ・所内ボイラ ・閉鎖系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 (Sクラスの換気空調系以外のもの) ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所	C C C C C C C C C	5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コンタロール建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c			

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 ^{※1}		補助設備 ^{※2}		直接支持構造物 ^{※3}		間接支持構造物 ^{※4}		検討用 地震動 ^{※5}
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設 (III) 放射線安全に関係しない施設等	冷却材再循環流量制御装置	C	—	—	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・燃料貯蔵庫 ・廃棄物処理建屋 ・コンタロール建屋 ・使用済燃料輸送容器保管庫 ^{※1}	S _c S _c S _c S _c S _c S _c	
		制御棒駆動系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C							
		炉内採取系 ・シャワードレン系 ・洗滌廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・懸固体系(揮発性廃棄物処理設備を除く) ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管庫 ・その他	C C C C C C C							
		循環水系 ・タービン・凝機冷却系 ・所内ボイラ ・閉鎖系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 (Sクラスの換気空調系以外のもの) ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所	C C C C C C C C	5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コンタロール建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c			

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

 : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考

■ : 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	備考
	<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6：S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力。 S_B：耐震Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7：ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>*8：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>*9：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*10：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の主蒸気逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。また、主蒸気逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮することが出来ないため、サブプレッションチェンバ内の主蒸気逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。</p> <p>*11：使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。</p> <p>*12：原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサブプレッションチェンバとの圧力境界となる機能を有する。</p>	<p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6：S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力。 S_B：耐震Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*7：ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>*8：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>*9：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*10：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウェル内の主蒸気逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。また、主蒸気逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮することが出来ないため、サブプレッションチェンバ内の主蒸気逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。</p> <p>*11：使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。</p> <p>*12：原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサブプレッションチェンバとの圧力境界となる機能を有する。</p>	

■：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。